

令和5年度 第1回稲敷市入札監視委員会 審議概要

開催日時	令和5年8月3日(木) 午後2時00分から
開催場所	稲敷市役所 4階 委員会室1
委員	委員長 祐川 直己 氏(弁護士) 鴻田 利雄 氏(元地方公務員) 中村 道子 氏(公認会計士・税理士) 木内 卓 氏(司法書士)
審議対象期間	令和4年10月1日～令和5年3月31日
審議案件	6件
一般競争	2件
指名競争	2件
随意契約	2件
委員からの 意見・質問、 それに対する 回答等	別紙のとおり

別紙

事案 1：4 国補 あずま処理区 No10 マンホールポンプ場 No1・No2 ポンプ更新工事
【抽出理由】 一般競争入札の中で、落札率が最高だったため。

主 管 課	下水道課
発 注 方 法	事後審査型一般競争入札
入 札 日	令和 4 年 11 月 1 日
入札参加者数	3 者
予 定 価 格	22,297,000 円 (税込)
最低制限価格	20,513,240 円 (税込)
落 札 金 額	21,835,000 円 (税込)
落 札 率	97.93%

質問・意見	回答
<p>P8 の本工事費内訳書の設計技術費は 232,372 円と記載されていますが、P15 の A 社が作成した工事費内訳書の設計技術費は 952,000 円と開差がある記載になっていますが、そのことはどうお考えなのでしょう。</p> <p>P17 に「最低制限価格が 92%を超えたため、取扱要領第 5 条第 2 項を適用する。」と記載がありますが、この意味合いと、この場合最低制限価格はどのように設定されるのか教えてください。</p> <p>入札参加資格者数が 14 者に対して入札参加者数が 3 者という記載がありますが、妥当な割合と考えていますか。</p>	<p>積算上の設計技術費の算出方法は、工事原価に対して、一定の係数で掛けておりますので、これに基づきまして算出しております。A 社の内訳の詳細まで把握しておりませんが、恐らく会社での見積もり金額だと思われます。</p> <p>今回のこの工事の最低制限価格に関わる取扱要領での決定方法は、製造部門を持つ専門工事事業者を対象とした工事、取扱要領第 2 条 (3) に基づき最低制限価格を決定する内容となっています。条例の内容を踏まえて、予定価格に 10 分の 9.2 を乗じた額を最低制限基準価格にランダム係数を掛けた金額が超えているので、こちらを最低制限価格としています。</p> <p>入札参加資格要件ですが、過去の同類工事の例を参考に、参加資格の要件を決定しております。入札参加資格者数を 14 者と想定して入札を行っておりますが、過去 3 年間の同様の工事案件で見ても</p>

入札参加資格者数は 14 者となっているが、入札に関心を抱かない事業者が 5 者以上いるということになるのですか。その場合、入札参加資格者数の数値として意味はあるのでしょうか。

審議を通じまして、問題なく入札が行われたものと考えました。今後ともこのような形で進めていただければと思います。

しても、多くても 5 者、ほとんどが 3 者程度の参加者数となっております。

資格要件を決定する場合、およそ 15 者以上は、参加できるよう資格要件を検討しております。県内で同様の工事案件の過去の資格要件を見てみると、特定の業者が全部で 19 者、その内の 14 者が参加できる資格要件を設定しております。

事案 2： 下馬渡地区第 1 工区排水路整備工事

【抽出理由】 一般競争入札の中で、予定価格、契約金額が高額だったため。

主 管 課	農政課
発 注 方 法	事後審査型一般競争入札
入 札 日	令和 4 年 10 月 11 日
入札参加者数	8 者
予 定 価 格	63,932,000 円 (税込)
最低制限価格	58,069,000 円 (税込)
落 札 金 額	58,091,000 円 (税込)
落 札 率	90.86%

質問・意見	回答
<p>P65 の書類はどのようなものか教えてください。</p>	<p>こちらの書類に関しては、契約時に添付する書類になっております。また、こちらの書類は当市の契約時だけではなく、県の方にも同じように届け出を出しています。</p>
<p>P54 の入札結果登録というものを拝見すると、入札した 8 者のうち 3 者が基準価格を下回る入札となっていますが、このようなことは比較的頻繁にあるものですか。会社数というのも、この程度のものなのでしょうか。</p>	<p>最低制限基準を下回ることは、場合によってはあります。今回の工事は土地改良の工事ですので、農林水産省の土地改良工事積算基準等を用いて決定している設計金額なので、通常の土木工事ではないため、入札額が下回った可能性があります。</p>
<p>この入札につきましても、内容に問題がないと考えますので、今後ともこのような形で進めていただければと思います。</p>	

事案 3： 和田公園再整備基本設計及び建築実施設計業務

【抽出理由】 指名競争入札の中で、落札額、落札率が最高だったため。

主 管 課	建設課
発 注 方 法	指名競争入札
入 札 日	令和 4 年 9 月 30 日
指名業者数	10 者
入札参加者数	10 者
予 定 価 格	36,069,000 円 (税込)
落 札 金 額	34,265,000 円 (税込)
落 札 率	95.00%

質問・意見	回答
<p>P82 の入札書取書を見ると、予定価格と同じ価格で入札をしている事業者が数社いますが、予定価格の積算はどのように行ったのですか。</p> <p>事前に公表されている金額をそのまま書いて入札することは、よくあるのですか。</p> <p>通常であれば、自社で業務を行うための積算等をして、その価格を前提にして入札に応じるかを検討することになるのかなと思いますが、そうではなく、事前に公表されている予定価格で、あえて入札に応じるというのは何か理由があるのでしょうか。</p> <p>この事業に先行する事業があり、一定の関連性のもとでこの業務を行われるこ</p>	<p>予定価格は、事業者に入札通知書を送った際に事前に公表しております。</p> <p>今回のように 7 者も同じ価格を書いて入札することはあまりありませんが、やはり予定価格と同額を書いて入札することはあります。</p> <p>想定になりますが、市としては、今回の業務についても、過去に実施された計画の条件や考え方を参考にこの仕様書を作成しておりますので、事業者も入札には参加はしますが、予定金額を下回る金額での受注は避けたいなどの考えがあったかと思います。過年度にも、基本計画等も行っていますので、初めて受託する業者においては、それ程入札額を下げては受託できないが入札は辞退したくない、などの理由が考えられるかと思います。</p> <p>今回の業務は、基本設計ですが、この前年度に同公園整備の検討業務という委託</p>

とになるということでしたが、今回この落札された業者がその先行する事業の方も落札されているのでしょうか。

検討業務も、同じように入札されたのですか。

このような事業は検討と設計というのは別々にそれぞれ入札することが通常なのですか。

一般の市民に対して、適切に理解を促進してもらえるような十分な説明ができるようにご準備いただければと思います。

業務を行っており、今回落札している事業者が検討業務も落札しています。この事業のコンセプトを作るのが検討業務であり、その検討業務の中で、コンセプト等を作る場合の資料として現地の状況の熟知などが落札業者には蓄積されているので、前回の落札業者の方が有利となるという考えが他の事業者に働いたのではないかと想像されます。

令和3年4月に和田公園の整備方針検討業務委託という件名で、入札を行っております。

通常、検討業務を行うという時はこれ程の規模で行うことはないです。基本設計、実施設計の流れで行うのが通常であり、その前のコンセプトづくりの検討業務を土木部門では行うことはないです。

事案 4 ①：令和 4 年度自動車騒音常時監視業務委託

【抽出理由】指名競争入札の中で、落札率が最低だったため。

主 管 課	環境課
発 注 方 法	指名競争入札
入 札 日	令和 4 年 12 月 8 日
指名業者数	5 者
入札参加者数	5 者
予 定 価 格	2,145,000 円 (税込)
落 札 金 額	1,199,000 円 (税込)
落 札 率	55.90%

意見	回答
<p>予定価格はどのように積算したのですか。</p> <p>先程の回答での技術員 C とは、何か能力要件があるのですか。</p> <p>技術員 C というのは具体的な人物像の定義はありますか。</p> <p>落札業者に関しては稲敷市における実績はどのような形だったのですか。</p> <p>落札業者が入札の参加資格を得たのは最近なのですか。</p>	<p>市独自の単価がないので、県の積算基準を参考にして積算を行っています。詳細に関しましては、P85 の人件費の内容になりますが、技術員 C 等の技術員の単価も元に算出しています。</p> <p>補強工事労務担当の計算要員で、軽作業という扱いで単価を算出しています。県の基準に基づいて 1 日当たりの単価を使っております。</p> <p>監督やその業務の中心になる人物が技術員 C です。</p> <p>本市において、本業務の落札業者は、令和 2 年度、3 年度と同案件には指名しておらず、実績もありませんでした。今回、本業務で初めて指名して、受託した会社となります。</p> <p>いつごろ入札参加の登録がされているのか、今手元に資料がありませんので、答えられません。(令和 3 年 10 月に登録) 県内の自治体が発注する同様の案件では、「役務提供・計量証明業務・騒音」に</p>

34 者から 5 者に絞り込むというのほどのような行われているのですか。

P91 ページに提出書類として添付されているように、この業務の管理技術者や照査技術者を選任しているということですね。

特定業務自体は実際に現場で作業する方が特殊な技術や技能、資格が必要なものなのですか。例えば、アルバイトの方でも現場に行き、その機械だけ使用するというのは可能なのですか。

報告書の中でそれぞれの技術員 C が何人、何時間、配置したなどの、報告は受けているのですか。

P90 に成果物の資料として、ノートパソコンと記載がありますが、必要なものはノートパソコンにインストールして行う形ですか。

そうすると、そのノートパソコンの貸与数で、大体何人配置していたか確認はできるということですか。

登録のある県内業者から選定しております。県内には 34 者の業者登録があり、その中から 5 者指名して、うち 1 者が今回落札した業者になります。

過去の同様案件の指名実績や会社の技術員の数や資本額、事業所の所在等を考え、毎年 5 者ほど選定しております。

はい、おっしゃるとおりです。管理技術者は毎回現場には行かないと思いますが、測定については日中と夜間と 2 回あるので、アルバイトの方も調査していると思います。

受託者は、業務全般にわたって技術的な管理を行う管理技術者を定めています。騒音の調査結果や評価などを取りまとめた報告書の作成などは管理技術者が行います。現場の作業については、技術力や資格等が無い助手のアルバイトでも可能です。当然、アルバイトが機械で測定する現場はあり得ると思います。

仕様書で人数の報告については謳っておりません。実績もわかりません。

はい、そうです。それで、国に提出しております

ノートパソコン自体を委託業者の方に預けて、調査しているのですが、人数の確認まではできません。

調査を行っている箇所の数と時間はノートパソコンを見ても分からないということですか。

ということは、業者は手抜きをしていないのですね。

アルバイトの単価は安いのですか。

この事業者が払う賃金が、最低賃金を下回っていたらどのようになるのですか。

入札の結果として競争性が確保されて、落札金額が下がったということは望ましいことである一方、人件費の面など、金額の乖離が出て、理解が難しくなる部分があると思います。また、その競争性が確保された金額で落札されたことにより、業務のクオリティが確保された成果物の確認に、重点が置かれる必要があると思います。その点について、ご留意いただき、業務を進めて頂ければと思います。

稼働していることは把握できます。データ上、朝 9 時から夜まで測っている時間などのデータが入力されております。

報告書のデータを確認する限り、問題はありません。

事業者の考えもあると思いますが、アルバイトの単価は安いかもしれません。

下回ってはいないと思います。

事案 5：稲敷市上下水道料金・公営企業会計システム賃貸借及び保守管理業務委託

【抽出理由】 随意契約の中で、落札率が最低だったため。

主 管 課	水道課
発 注 方 法	随意契約
見 積 執 行 日	令和 4 年 11 月 21 日
見積り合わせ参加者数	1 者
予 定 価 格	29,040,000 円 (税込)
落 札 金 額	20,341,200 円 (税込)
落 札 率	70.05%

質問・意見	回答
<p>随契の理由の 3 行目に、包括的な委託を目指すという記載がありますが、一社に全部集中するという意味ですか。</p> <p>この業者がこのシステムの著作権を持っているから、他の業者ではできないため、随意契約になったということですよね。</p> <p>現システムは、令和 7 年 3 月 31 日をもって、データのみ頂いた後、現システムはそれ以降、使用しない想定ですか。</p> <p>令和 7 年 4 月以降は、現システムの運営元を変更し、外部委託にするということですか。システム自体は、外部委託と別枠として考えていくということですか。</p>	<p>業務内容によっては一括で発注した方が経費率を下げられるため、良いと思います。ただ別発注の方が、事業効率が上がるという業務も中にはありますので、現在業務体系を精査しているところです。</p> <p>はい。</p> <p>令和 7 年 3 月 31 日以降に関しては、現在、随意契約を結んでいる事業者と契約を交わす可能性もありますので、断定して言及はできません。しかし、他の事業者に移行した際に、システムとの整合性が合うものであれば、データを抽出し、互換性のあるファイルを市でも頂くということになります。</p> <p>そちらも踏まえて、一緒に行って良いのか、それぞれ各部署で契約した方が良いのか今それを、精査しているところです。</p>

現在、サーバーは開発業者側に置くという説明でしたが、なぜ市に置かないのですか。

令和7年4月の切り換えの際に、検討し直す部分があるということですか。

別の業者も含めて検討することもできるが、それをせずあえて同じ業者と2年間延長して随意契約をする理由は。

業者に依頼して開発してもらったようなシステムなのですか。それとも元から業者の方にデータの物件の所有権や著作権があり、リースしている形なのですか。

システム自体には当然、著作権はあると思いますが、例えば、どこの誰が月に幾ら使用したかという情報などは、著作権の対象になるのでしょうか。

最初に業者に委託したのはいつ頃ですか。

契約終了を想定したときに、データは市に戻すということなのですか。当初の契約内容は分かりますか。

もともと開発業者と契約した際の契約上が、開発業者の本社のサーバーを使用することになっていたためです。

システムのサーバー自体を契約の相手側に置くのか、役所側に置くのか、それともクラウド型に変更するのかこれから精査したいと考えています。

理由としましては2つあり、他の業者では、現在の業者からのデータ抽出に1000万円もの費用がかかってしまうことと、デスクトップ型のパソコンから、そのサーバーまでを一式新しい業者に用意してもらうとなると必要経費がかかり、現契約の金額では収まらないからです。

後者の方と思われます。

中身のデータに関しては、あくまでも私個人の考え方ですと、著作権には含まれないのではないかと考えています。ただ、それを、抽出するための作業の費用に、おそらく経費がかかるということだと思います。

恐らく、平成30年～令和元年ごろの契約だと思います。

当初の契約内容等は、本日資料が手元にございませので、わかりません。

出力したデータを渡して、データエンタープライズとしてパソコンに入れてもらうということに、1000万円かかるのでしょうか。

口頭で話を聞いているということですよ。

令和7年4月には、基本的にはデータを市に戻す契約にするということですか。

令和7年4月の時点で、また現在の契約業者になった場合、データ抽出して市がデータ管理できるような体制にはできないのですか。

ずっとこの状況が続けるくらいだったらどこかで損切したほうがいいのかと個人的には思います。データ量が多くなれば多くなるほど、その抽出量と抽出金額は大きくなると思うので、令和7年の時点では損切した方がいいのかなと個人的に思います。

お話を聞く限り、随意契約として契約する理由は、システムは現契約終了時に他社にも移行可能であるが、データの抽出に多額の費用がかかることを踏まえて、現時点では現システムの契約を更新の方が経済的なメリットがあるということになると理解しました。そうしますと、随意契約理由書に記載されている、著作権の関係で他業者では対応できないとする理由とは整合しないのではないかと感じました。もう一つの理由とされている、費用を抑えるため

正式な見積もりを行ったわけではないので、実際に1000万円かかるかは分かりません。

そうですね。それを理由に、現在の契約業者と、再契約することは現時点で考えておりません。

はい。その通りです。

そちらも含めて検討したいと思います。

契約業者も、契約は東京支店ですが、本社は静岡にあり、サーバー自体が東京ではなく、静岡の方にあります。市としても、サーバーがあまりにも遠いと、業務に支障が生じる可能性も想定されると思います。そういう事情も全部検討しながら、これから契約業者を選考していきたいと思っています。

という理由との関係では、現契約を更新することでどのように費用が抑えられるのかというところの具体的なご説明がないと、随意契約の要件に当てはまるかどうか判断しづらいと思いました。

これらの観点とは別に、これまで審議した案件でも外部委託の様々な案件がありましたが、今回の案件のように契約期間終了後に他社に契約変更する場合に多額の費用が生じるケースがあるかもしれません。ですので、今回の案件にとどまらず、他の案件も含めて、このような問題が発生する可能性がないか確認し、対応に取り組む必要があると感じました。

事案 6：地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出事業
【抽出理由】 随意契約のなされた経緯や業務内容の関連性、落札率が 100%である
 こと等の確認が必要と考えたため。

主 管 課	まちづくり推進課
発 注 方 法	随意契約
見 積 執 行 日	令和 4 年 10 月 5 日
見積り合わせ参加者数	1 者
予 定 価 格	7,000,000 円 (税込)
落 札 金 額	7,000,000 円 (税込)
落 札 率	100.00%

質問・意見	回答
<p>観光庁による補助事業で、補助率や補助金額は 700 万に対して幾ら程度ですか。</p> <p>観光庁の方で、事業者の指定をされているということなのでしょうか。</p> <p>そうなると、他の事業者で補助事業を行なうという可能性もあるということですか。</p> <p>業者から積極的に提案があったということですか。</p> <p>随意契約は、入札のプロセスを経ないため、その理由について十分な説明と確認がなされていることが重要であると考えます。この事案では、随意契約の理由は、「業者から市に対する提案があって、それを検討した結果、妥当性が確認でき</p>	<p>観光庁の補助額が 600 万です。市の負担額が 100 万円となっております。</p> <p>説明にもあった通り、自治体と民間事業者等は地域関係者が連携するというのがまず前提になります。その中で、市で選定した事業者の方から、事業の提案がございました。それで見積もりをいただきました。</p> <p>他の事業者ということも、もちろんあります。市で選定した事業者から見積もり徴収し、併せて、また別の事業者からも徴収しております。</p> <p>最初の事業者に関しましては、積極的に提案があったということになります。</p> <p>その通りです。</p>

たので観光庁に補助事業の申請を行い、その申請に基づいて採択された事業だから、申請の前提となったこの業者としか契約できない」という説明になるのではないですか。

随意契約としたことに問題はないと感じますが、随意契約の理由については、市民に対して、より分かりやすい説明ができるように進めていくようにお願いします。